

《提出書類一覧》

- * 下線の書類は必ず原本を提出してください。他の書類はコピーで構いません。
- * ここに挙げたものは一例です。申立ての内容によっては、これ以外の資料もご提出いただく場合があります。
- * 成年後見関連事件について、個人番号（マイナンバー）は必要ありません。
提出資料にマイナンバーが記載されている場合は、その部分を黒く塗りつぶすか、隠してコピーを取った上で、マイナンバーが写っていないコピーを提出してください。

書類	備考
1 申立手続書類	
<input type="checkbox"/> <u>申立書</u>	
<input type="checkbox"/> <u>申立事情説明書</u>	
<input type="checkbox"/> <u>診断書</u>	申立書セットの用紙を使用し、作成日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>本人情報シート</u>	作成日から1か月以内の原本を医師に提出し、写しを裁判所に提出
<input type="checkbox"/> <u>任意後見受任者事情説明書</u>	任意後見受任者自身が作成する。
<input type="checkbox"/> <u>親族関係図</u>	本人の推定相続人は全員を記載する。
<input type="checkbox"/> <u>収支予定表</u>	
<input type="checkbox"/> <u>財産目録</u>	
<input type="checkbox"/> <u>任意後見契約公正証書の写し</u>	
2 本人に関する書類	
<input type="checkbox"/> <u>戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</u>	本籍地の市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>住民票（又は戸籍附票）</u>	住民登録している市区町村役場に請求し、（戸籍附票は本籍地）発行日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>本人の後見登記事項証明書</u>	任意後見契約を締結していることの証明書 法務局に請求。発行日から3か月以内のものを提出
3 任意後見受任者に関する書類	
<input type="checkbox"/> <u>住民票（又は戸籍附票）</u>	住民登録している市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出
4 本人の財産に関する書類	
(1) 定期的な収入に関する資料	
<input type="checkbox"/> <u>源泉徴収票又は確定申告書</u>	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
<input type="checkbox"/> <u>年金証書又は年金改定通知書</u>	同上
(2) 定期的な支出に関する資料	
<input type="checkbox"/> <u>施設利用料、家賃が分かるもの</u>	おおむね過去3か月分。所持している場合のみコピーを提出
<input type="checkbox"/> <u>国民健康保険料・介護保険料納付書</u>	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
<input type="checkbox"/> <u>固定資産税納付書</u>	同上
<input type="checkbox"/> <u>医療費の領収書</u>	おおむね過去3か月分。所持している場合のみコピーを提出
(3) 預貯金に関する資料	最終頁のコピーの取り方を参照

<input type="checkbox"/> 預貯金通帳又は証書	通帳全てについて、過去1年分のコピーを提出
(4) 株式、投資信託などの金融資産に関する資料 <input type="checkbox"/> 有価証券取引残高報告書	直近のもの。手元にない場合は証券会社に請求し、発行を受けてコピーを提出
(5) 不動産に関する資料 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書又は固定資産税納税通知書	法務局に請求し、発行を受けて提出 証明書は当該不動産が存在する市区町村役場に請求し、発行を受けて提出
(6) 保険契約に関する資料 <input type="checkbox"/> 保険証書	コピーを提出
(7) 債権・負債に関する資料 <input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約書及び償還表	コピーを提出
(8) その他 <input type="checkbox"/> 本人が受領予定の生命保険金の保険証書	コピーを提出（可能な範囲で可）

5 申立費用

- (1) 申立手数料の収入印紙 1件あたり 800円
- (2) 後見登記手数料の収入印紙 1400円分（申立書に貼らないでください）
- (3) 郵便切手 3518円分（券種は以下のとおり）

券種	枚数
500円切手	4枚
100円切手	7枚
84円切手	7枚
10円切手	20枚
5円切手	3枚
1円切手	15枚
合計	3518円